大阪府第６次地震防災緊急事業五箇年計画変更の概要

１．変更の理由

本府においては、想定される地震災害の軽減を図るため、平成 27 年３月に、地震防災対策特別措置法第１条の２の規定に基づき、地域防災計画において地震防災対策の実施に関する目標（以下「実施目標」という。）を定めたところである。

当該実施目標を達成するため、本府及び府内市町村においては、具体的な事業計画を策定し計画的に事業を推進しているところであるが、社会情勢の変化等により、同法第３条第２項の規定に基づき、第６次地震防災緊急事業五箇年計画を変更する。

（「地震防災対策の実施に関する目標」の概要）
減災目標を定めた「新・大阪府地震防災アクションプラン」等を策定し、これらの目標を地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として定める。

２．変更の概要

８施設について、以下のとおり事業を変更する。（事業費合計：３，５３２百万円減）

（１）消防用施設
事業量：変更なし　　事業費：　７７８百万円減

（２）消防活動用道路
事業量：変更なし　　事業費：　２１９百万円増

（３）緊急輸送道路
事業量：変更なし　　事業費：　５１０百万円増

（４）共同溝等
事業量：変更なし　　事業費：　変更なし（事業名の変更）

（５）公立小中学校等
事業量：３校３棟減　　事業費：　１７１百万円減

（６）公的建造物
事業量：変更なし　　事業費：　２１９百万円減

（７）防災行政無線設備
事業量：４箇所増　　事業費：　１１３百万円増

（８）老朽住宅密集対策
事業量：４５ha 減　　事業費：３，２０６百万円減